第六章　罰則

第四十七条　第三十二条の規定に違反して、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第三十五条第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした登録調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条　第十条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は忌避したとき。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした登録調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条の規定による届出をしないで調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二　第三十六条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。

三　第四十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第四十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十九条又は第五十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

三　第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第五条の規定　公布の日

二　第二章、第三章第一節、第四十六条及び第四十九条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　環境大臣は、基本方針を定めるために、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議することができる。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第四十七条及び第四十八条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十六号の三の次に次のように加える。

百五十六の四　高度再資源化事業計画若しくは高度分離・回収事業計画の認定又は高度再資源化事業計画等の認定手続に係る登録調査機関の登録	
(一)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十一条第一項（高度再資源化事業計画の認定）の高度再資源化事業計画の認定	認定件数　一件につき十五万円
(二)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十二条第一項（高度再資源化事業計画の変更等）の高度再資源化事業計画の変更の認定（同法第十一条第二項第五号の高度再資源化事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）	認定件数　一件につき三万円
(三)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十六条第一項（高度分離・回収事業計画の認定）の高度分離・回収事業計画の認定	認定件数　一件につき十五万円
(四)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十七条第一項（高度分離・回収事業計画の変更等）の高度分離・回収事業計画の変更の認定（同法第十六条第二項第五号の高度分離・回収事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）	認定件数　一件につき三万円
(五)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第二十二条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

財務大臣　鈴木　俊一
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十一号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司